

令和4年度

第2回松本市地域包括支援センター運営協議会議事録

松本市地域包括支援センター運営協議会事務局

令和4年度第2回松本市地域包括支援センター運営協議会  
次 第

日 時 令和5年2月16日(木)  
午後1時30分～  
会 場 松本市役所 大会議室  
(本庁舎3階)

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 協議事項

ア 令和5年度松本市地域包括支援センター運営方針(案)について  
資料1

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について  
資料2

(2) 報告事項

松本市重層的支援体制整備事業の開始に伴う体制について  
資料3

4 閉 会

1 開会 事務局 午後1時28分 開会を宣言  
委員12名のうち11名の出席があり、協議会設置要綱第6条第2項の  
規定に基づき会議成立

2 あいさつ 会長

3 会議事項

(1) 協議事項

ア 令和5年度松本市地域包括支援センター運営方針（案）について

【議長】

協議事項ア、資料1について、事務局から説明願う。

【事務局】 資料1、別冊に基づき説明

【議長】

令和5年度の地域包括支援センターの運営方針案について審議をお願いし  
たい。

【委員】

まず、これは運営方針案ということなので、これがすべてではなくて重点  
的に取り組むという意味合いであるかというところを確認したい。

内容について、まず地域共生社会の実現のところ、地域包括支援センタ  
ーとして具体的にどういう取組みで実現を目指すというようなビジョンはあ  
るのか。

次に、令和4年度の方針と比べると、生活支援体制整備の項目がなくなっ  
ているが、所管を外れるから包括では取り組まないということか、それとも  
重点的な取組みとしては入れていないということか。

次に、介護予防・重度化防止の推進のところ、「民生児童委員等を中心  
に地域住民へ啓発する」とあるが、民生児童委員を特別に明記した理由は何  
か。

災害・感染症対策等対応の強化のところでも、令和4年度にあった文言が  
今回はない。取り組むが外したのか、それとも何か理由があるのか。

## 【事務局】

地域包括支援センターが必ずやるべきことは「地域包括支援センターの設置運営について」等で示されており、方針案に重ねて書いてはいない。この方針案に載せたところは、令和5年度に中心的に取り組むべき主なところと捉えていただきたい。

地域共生社会の実現は、地域包括ケアシステムの目指す方向だということは国でも明文化しており、地域包括ケアシステムの推進は包括が中心になってやっていく。包括は本来の業務をより推進していくということが、地域共生社会の実現につながるものと捉えている。

生活支援体制整備については、今まで第1層生活支援コーディネーターは12カ所の包括に、第2層は35地区に設置していた。来年度から第1層は市に設置するが、協力体制に変わりはない。

令和4年12月の民生児童委員の改選で、多くの地区で大勢の委員が交代になり、初年度なので特出しということで書かせていただいた。今後、フレイルの事業についても、民生児童委員に一人暮らしの高齢者の見守りをしていただく中で協力をお願いしていくところ。

災害・感染症対策も、日ごろの関係性の中で十分なネットワークを作って支援をしていくというところで、来年度特に取り組みたいこととしてあげている。

## 【事務局】

地域包括支援センターが地域共生社会の実現にどう関わっていくのかについて、包括は高齢者を中心に業務をしていくことに変わりないが、その中で複合的な課題を持った世帯のケースに関わった場合、個別地域ケア会議等で話し合っチームで解決を目指す。また、そういったケースの積み重ねにより、その地区の地域課題が出てきたら、地区支援企画会議に参加して話し合いを行い、他の職員と一緒に課題解決に向けて取り組む、といった包括の関わり方を想定している。

生活支援体制整備については、包括が担っている第1層生活支援コーディネーターの役割が来年度から市福祉政策課に移るため、来年度の重点項目からは外れているが、様々な相談を受ける中で生活支援コーディネーターをバックアップしていく立場は変わらない。

### 【委員】

「高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けられるよう」これは大変大事なことだが、具体的にはどういうことなのか。その中で「地域住民等と連携して」とはどんな連携を進めるのか説明していただきたい。

「地域住民の参画と協働による」とは地域住民がどのように参画するのか。

地域の高齢者の会に参加すると、包括のことや連絡先、誰にどんな相談をしていいのか、どんな活動をしているのか等、誰も知らない。住民への周知・啓発の実施方針のところに、「住民や関係機関に対して積極的な周知を目指す」とあるが、関係者とは具体的に一体何なのか。一般の住民には分かるのか。

### 【議長】

委員の質問はもっともだが、基本的には運営方針なので、住民がどう参画すればいいのかといった具体的な取組みについては各包括で考えてもらう等、取組みの術があれば教えていただきたい。

### 【事務局】

地域包括ケアシステムを進めていく上でずっと行っているのが、地域ケア会議。地域の方と、介護、福祉、医療の担当が集まって地域課題等について検討し、支援等を行っている。地域包括ケアシステム事例集を作っており、実際に解決に結びついたという事例も多くあるので、そういったものを活用していく。

### 【議長】

昨年はこの部分を「地域ケア会議等で出された課題から、地域共生社会に向けた取組みを検討」と書いてあり、地域ケア会議をツールにして、そこで出た課題を地域共生社会へ向けた方向性の中で生かすということが示されていた。今の話から言うと、地域ケア会議で出された課題はもう明らかであって、新年度はその課題解決に向けて、地域住民の参画を目指してやっていきたいということがここに示されているのではないか。一歩進んだ方針が示されていると個人的には解釈する。

そして、地域共生社会。昨年はここを「多分野・多世代」という説明があった。とにかく包括は高齢者を中心とした取組みへのきらいがあったが、その対象を広げて地域共生社会の実現を目指すことが昨年示された。まず地域ケ

ア会議から出てきた課題をきっかけとしながら取り組んでいきましょう、というのが昨年。今年はそれをベースにしながら、住民の参加をもって取り組んでいくことが示されていると解釈する。

そうなってくると、先ほどの委員の意見を方針に盛り込むことは難しいかもしれないが、委員のご指摘を留意しながら新年度は取り組んでいく必要があるということを、12包括におろしていくことが、新年度の活動につながっていくと思うが、いかがか。

住民の参画をもって、というのはけっこう難しく、ハードルが高いが、住民の参加を巻き込んで取り組むことは、国からも示されているところ。

#### 【事務局】

今までやってきた地域ケア会議等、ここに新たに地域住民の参画と協働ということだが、新たに何かやってもらうというわけではない。地域にもともとある組織や取組みを明確にして、支えられるだけでなく、年齢や分野を超えてお互い支えられたり支えたり、そういう取組みをしていきたい。それが地域共生社会ということで書いてある。

この「地域包括ケアシステムの推進方針」については、地域包括支援センターが作成する事業計画の項目には入っていないが、各包括で心がけて、十分留意をしてやっていきたい。

#### 【委員】

運営方針なので、別に問題があるといっているわけではないが、来年また同じような感想が出ないようにお願いしたい。

#### 【事務局】

地域包括支援センターが作成する事業計画については、重点的なところを中心に、なるべくわかりやすい表現で、具体的な内容を記載して、来年度第1回の会議で発表させていただく。

#### 【委員】

在宅医療・介護連携の推進のところだが、医療・介護コーディネーターが今年で退職されて、連携の主になる方がいなくなると思うが、今後は包括がそこを担ってくれるということによろしいか。

## 【事務局】

令和5年度は、連携推進の窓口を高齢福祉課に設置し、保健師が医療・介護関係者向けの相談窓口として実施する予定。市民からの相談は今も包括が受けており、医師会の医療・介護コーディネーターも個人からの相談を受けていたが、来年度は、市民からの相談は地域包括支援センター、医療と介護の関係者は高齢福祉課でと考えている。

## 【委員】

利用者の家に訪問する中で、包括のチラシを見る機会が増えているので、包括が活動しているとは感じるが、それを見てピンとくる方がどれだけいるかというのはまだ疑問。

以前、包括に児童の相談をしたことがあるが、包括は担当じゃないと言われたことがあった。ただ、包括は民生児童委員とつながっているところが強みだと思うので、高齢者だけではなくもっと若い世代に、包括にとりあえず相談、みたいな場所として周知していくことが必要かと思う。そういう窓口が地域と一体化して何とかうまくならないものかお願いしたい。

## 【議長】

重点的に行うべき業務方針「(1)きめ細かな総合相談の実施」というところは、昨年2行だったのが4行に増えていて、かなりここに留意していると感じる。重層的な取組みについて、包括はまずは総合相談に力を入れることがここに示されている。生活支援体制事業の項目は、部署が変わるということで削除されているが、総合相談の機能は包括でやる。だから、項目ではなく機能として、特に総合相談の機能を充実し、重点的に行う業務方針の1番目にボリュームをアップして書いてあるという解釈ができると思うが、いかがか。4行では少ないからもっと増やしたらどうか。

特に、今のところは家族介護者も相談ニーズ等々はさらに取り組むということが示されていて、こういう対象の人はどうか、ああいう対象の人はどうかというところ、それが方針では「複雑化・複合化した支援ニーズ」という表現だが、この表現でどうか。

それでは、委員から出された意見等を検討しながらまとめていただき、今日ここで決まったものを基に、12包括が新年度の計画を立て、動いていくという流れになるが、よろしいか。

最後にもう一つ、重点的に行う業務方針の中の「介護予防に係るケアマネジメントの実施方針」は、昨年まではずっと重点的には入っていないで、一般的な取組みに入っていた。ここがなぜ今年から重点的に力を入れていこうとしたのか、その意図を知りたい。

【事務局】

松本市の場合、包括が直接ケアプランを立てず、居宅に委託している率が高い。自分たちがケアプランをきちんと立てることが、高齢者の自立支援に結びついているということ。その視点に立てると、プランの課題を重ねて、地域の介護保険以外のサービスの必要性等にも気づくことができる。もう一度基本に立ち返って、介護予防プランをきちんと立てることを重点的に入れて、地域包括支援センターの底上げ、力量アップを目指していきたいという意図がある。

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

【議長】

協議事項イ、資料2について、事務局から説明願う。

【事務局】 資料2に基づき説明

【議長】

介護予防支援業務の一部委託について審議をお願いしたい。いかがか。

【委員】 特に意見・質疑等なし

【議長】

本件については、この協議会で承認させていただく。

### (3) 報告事項

松本市重層的支援体制整備事業の開始に伴う体制について

【議長】

報告事項、資料3について、事務局から説明願う。

【事務局】 資料3に基づき説明



【議長】

私どもは包括の運営協議会なので、本事業と包括との関係を整理する必要がある。重層的支援体制整備に包括がどう向かうのかということ、5ページの3で整理したい。

(1)で、地域包括支援センターの職員は35地区の身近な相談場所に加わる。地区担当の職員等々他の職員がチームとなり、ワンストップで相談を受けるとのことなので、包括の専門職もその一員となって参加していく。

(2)では、保健師が地区担当職員のコーディネーターを務めるとのことなので、包括がコーディネーター役を務める必要はない、という理解にもなる。

(3)の生活支援体制整備について、今年までは12包括に第1層生活支援コーディネーターを配置し、第2層として35地区に地区生活支援員、という形でやっていたが、包括に設定していた第1層生活支援コーディネーターの機能は一時的になくなる。生活支援コーディネーターの中心的な機能は従来の第2層であった地区生活支援員に移り、生活支援体制整備事業の担当課である福祉政策課で調整していく。相談業務は今までも包括がやってきたことで、その機能は一緒だが、新年度から役割としての任免等は一時的に外す、というところ。

(4)は、地域包括支援センターは今までもやってきたが、複雑化・複合化した多世代の支援が必要なケースの場合、包括が保健師につなぎ伴走支援をするという機能が加わった。

(5)は3課以上の困難ケース。2課ではだめなのか。「複数課にまたがる困難なケース」のほうが良いのでは。従来の縦割りの行政の仕組みではまかないきれないような、複数課に関わる困難なケースは重層的支援体制整備事業でやる。そこに、包括の専門職は35地区の支援会議で得た方針に従って、チームで一緒に支援していく。

(6)についてはちょっと分からないが、地域づくりや地域づくりセンター長との絡みを、重層的支援体制事業ではどのような線引きがされるのかといったところか。

4月からの重層的支援体制整備事業に対して、私達の所掌である包括の専門職がどう対応していくのか、という報告を受けた。

今後やりながら検討していくということなので、私どもとしては現場の包括の動き等について意見を聞き、各委員が情報収集しながら、場合によってはこの会議に拾ってきていただければと思うが、いかがか。質問事項等あればお出しいただきたい。

【委員】

3の(1)「担当職員がチームとなりワンストップで相談を受ける」とある。ワンストップというと、相談を受けてからずっと関わり続けるというイメージに捉えられるが、実際はここで受けた相談は担当課の方でという流れかと思う。ワンストップという言葉はわかりやすくしていただきたい。

【議長】

ご留意いただければ。他にいかがか。

【委員】

何回も読んだが、なかなか理解ができない。膨大な難しい言葉で机上の論理というか、住民に入ってこない。高齢者だけを相手にして包括が頑張っている、そこにいろんな問題が絡んできているのが現実。35地区に1人、いろんな情報を持っている人を育ててほしい。次の年にもう顔ぶれが変わってしまって、経過が分かる人が誰もいない。地域づくりセンター長や地区担当保健師が交代して、その情報がつながっていかなくなってしまうと、なかなか本当の事情を把握しづらいのでは。

【議長】

4月からの体制について包括の専門職にも説明したと思うので、どのような観点で理解したか、どういう思いでできるかできないのか等についてあげてもらい、委員で共有し、意見交換ができれば。本日、私どもの運協では報告事項として、4月からの取組みについて報告を受けたとさせていただく。

【委員】

重層的支援体制整備について予算はどのくらいか。

【事務局】

この事業の新しい取組みは、6ページ(2)多機関協働事業に新たな支援会議等を設けるといふ部分で、外部の助言者・アドバイザー等をお願いする予算が新たに盛り込まれた。包括、子ども、障がい、それぞれ今までの予算があり、予算の組立ては特に変わらない。包括の委託料も今までどおりの金額。

【委員】

ヤングケアラー等も、包括が担当するのか。

【事務局】

それぞれの窓口はあるが、どの相談が入っても、いったん受けたところが受け止めて、関連のところにつないで一緒にやっていくので、包括が色々な問題をすべて担当するというわけではない。

【委員】

業務量が増えることが想定されるが、人件費も含めて予算は変わらないのか。

【事務局】

包括は今までも高齢者のところにいろいろな課題を抱えた家庭があつて、それを担当課につないでいくという仕組みがあつたが、うまくいかない事例も多々あつた。この事業の開始によって、それがスムーズにいくのではないかと、包括は期待を込めてスタートを迎えるという印象を受けている。

第1層生活支援コーディネーターを市に移すことで包括の業務が軽減され、他の業務についても減らせるところを検討しているので、全部をトータルすると業務量が増えるということはないと思う。

【委員】

伴走支援を開始して、どういう基準で支援を終了するのか。

【事務局】

支援の終結については、多機関協働機関で開催する重層的支援会議の中でモニタリングを行い、その中で終結判断をしていく予定。

【委員】

場合によっては亡くなるまでずっと何十年も支援は続く。その辺の基準ははっきり決まっていないということか。

【事務局】

支援につながってモニタリングができたり、公的な支援等に結びついた段階で終結ということで考えているが、そこにうまく乗るまでが大変かと思う。終結については、ケースを積み上げながら考えていきたい。

【議長】

全国統一指標による包括の事業評価の中で、今指摘のあった「終結条件を定めているか」という項目がずっと不得意な部分。包括は頑張っているが、いろいろと難しい課題があって、受けた後どうやって終結するかというところが、実はクリアになっていない。重層的支援体制整備事業の中でそこをクリアにしていけるような取組みがあれば、そのノウハウを包括にフィードバックして、活用できたらいいのではないか。

本日上程された会議事項は全て終了した。

4 閉会 事務局 午後3時15分 閉会を宣言